

青柳委員御提出意見

去る4月26日に、独立行政法人国立美術館の「事業仕分け」が実施されました。対象事業は「美術品収集（収集・保管・展示事業）事業」であり、仕分け結果は、「事業規模は拡充（適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担をふやさない形での拡充を図る）」というものでした。

本部会は、国の文化政策全般を議論するところですが、国立美術館の活動の充実、公私美術館の振興と並んで国の美術振興にとっても重要なことであると考えます。したがって、ここでは国立美術館の在り方に関し、現時点での考えを述べさせていただきます。

1 独立行政法人制度の在り方

① 「経営努力認定」の運用の見直し

国立美術館を設置管理するのは独立行政法人国立美術館ですが、現在の独立行政法人制度は、美術館の運営にすべてが適合しているというわけではありません。なかでも「経営努力認定」は、適格的ではない最も顕著な例といえます。

現在の独立行政法人制度においては、自己収入が年度当初の目標額を越えたとしても、その超過分を直ちに独立行政法人の各種活動に充当することはできません。充当させるためには、自己収入の目標を超えたことが法人の「経営努力」によるものであるという「経営努力認定」がなされることを必要とします。

「経営努力認定」の運用に当たっては、前年度より多くの収入を上げたことが要件のひとつとされています。しかしながら、美術館の活動としては、収入の上がらなくとも意義のある展覧会を実施しなければならない年度もあり、年度によって収入が増減することは避けられません。平成18年を初年度とする現在の中期計画期間のもとでは、国立美術館の場合、年度当初の目標額を越えているにもかかわらずまったく「経営努力認定」がされてきませんでした。

「経営努力認定」は、美術館の運営の実情に即した形でなされるべきであると考えます。機械的に右肩上がりになっているかどうかということではなく、各年度における展覧会のラインナップに即して、当初想定していた収入を上回るような収入が上がった場合にはその努力が認定されるなど、真に努力がなされた場合にそれがきちんと評価される仕組みに変更されるべきと考えます。

② 適正な「自己収入ノルマ」の水準

なお、自己収入をあげた分美術館がそれを使用できることとしても、法人の収入予算において運営費交付金が大幅に減少するのであれば、事業仕分けが求めた「拡充」は実現できず、逆に「多くの自己収入をあげなければ事業の維持が困難」という追い詰められた状況に陥ってしまうこととなります。

国立美術館の中期計画期間は、23年度から新たな中期計画期間が始まりますが、そこでの自己収入ノルマの算定に当たっては、事業仕分けの趣旨を踏まえ、かつ前回のときのように単純に前期の収入実績を当てはめるのではなく、①国立美術館の収入増が特別の事情（国立新美術館の開館効果、国立西洋美術館における大規模展覧会（85万人観覧のルーブル展）の開催）によるものであること、②新聞社が共催展を今後控える状況にあることなども考慮し、適正な規模に設定する必要があると考えます。

③ 総人件費改革・業務経費効率化の適用除外

現在独立行政法人国立美術館は、総人件費改革の適用対象となり、平成22年度においては平成17年度実績から5%削減の義務が課せられています。また、業務経費も毎年度一定の額が減額されています。

もともと、国立美術館は小さな組織であり、人員や経費の削減は限界に近づきつつあり、近年作品購入費を減らして展覧会の実施などの活動に充てる状況もみられます。こうした状況は事業仕分けにおいて「事業の拡充」とされている状況とは正反対のものです。

国立美術館においては、今後の人件費や物件費は、事業仕分けの結果も踏まえ、効率化等の対象から除外すべきと考えます。

2 美術作品購入の充実等

① 美術作品購入費充実の必要性

美術館の活動の本質は、美術作品を収集しそれを後世に継承していくことにあります。国立美術館については、展覧会を積極的に開催して多くの入館者を集めることに注目が集まりがちですが、こうした作品収集活動は継続して実施する必要があります。また、それを拡充することは、国立美術館が日本国民や海外からの客にとってより魅力ある施設となることにつながりますので、今後は、そうした方向で作品収集を拡充していくべきと考えます。

そのようなことから、今後美術作品購入費は計画的に措置され、拡大していくことが求められます。

なお、事業仕分けでは、「国からの負担を増やさない」とされていますが、作品購入は、単なる「消費」ではなく「資本への投資」とでも言うべきものであって、将来、来館者の増加や収入の増加その他金銭に換算すると非常に大きな効果を継続してもたらすものです。そのようなことから、長期的な収支から見た場合には、「作品購入」は、決して「国の負担を増やす」ものではないといえます。

② 基金制度・長期借入金制度の創設

機動的に重要な作品を購入するためには、基金において必要なときにそれを取り崩し利用できるようにすることや、購入時に資金の借り入れを行い、その翌年度以降に返済するという長期借入金制度が必要と考えます。こうした制度があることにより、貴重な文化財の国外流出をくいとめることや、市場に作品が出回ることが希少な作家の作品の購入が可能となります。

③ 収集した作品の活用

国立美術館において収集した作品は、各館の備品ではなく、国民全体の共有する資産ですので、それにふさわしい取り扱い及び活用が求められます。

諸外国における美術館の多くには「Art Handling」などというセクションが置かれ、その管理や他の美術館への貸し出し業務を専門に行う専門スタッフ（Registrar など）が配置されています。他方、日本では、美術史を専攻した研究員が日常の調査研究や展覧会企画を行ないながらそうした業務に当たっており、作品の管理や活用の点で十分とはいえません。今後はこうした分野に人員を配分することが必要です。

世界各国は、文化力を高めることが国の力を高めるために重要であるとの認識の下に、競って美術館の新設・拡充を進めています。わが国はこのような認識が不十分であり、このままでは将来に禍根を残しかねません。国全体の戦略として、「国立美術館の機能の拡充」を打ち出し、「美術振興の中核的拠点」として十分な機能を果たしていけるよう、必要な施策を講じていただきたく、よろしくごお願い申し上げます。